

【1994年11月2日】年金法案成立についての声明

日本労働組合総連合会

年金法案成立についての声明

1994年11月2日

日本労働組合総連合会

1. 本日、国民年金・厚生年金改正法案等の年金法案が参議院本会議で可決、成立した。
2. 今回の年金改革は、60歳台前半の年金のあり方をめぐる10年来の論争に決着をつけるとともに、21世紀の高齢社会における国民生活と経済社会のあり方を決める重要な抜本的な制度改正である。
3. 連合は、今回の年金改革にあたり、現役生活から引退・高齢生活にわたりゆとりと豊かさを実感できるシステムの確立、給付と負担の両面における公平・公正の確保、将来にわたる制度安定の確立をはかる見地から、年金法案に対する「5つの修正・3つの補強」の実現を強く要求してきた。
4. この立場は、政権が細川、羽田、村山連立政権と交替するなかであっても、一貫して堅持し、要求実現に向けて組織の総力をあげた取り組みを展開してきた。
今国会では、衆参両院の審議を通じて、連合の要求に対応した法案修正、政府答弁、附帯決議等の実現をみる事ができた。
5. この成果は、連合800万組合員をはじめ全ての勤労国民の世論と、われわれの要求を真正面から受けとめた与野党の取り組みの結果である。
6. 連合は、今回の年金改革をふまえ、今後、希望すれば誰でも65歳まで働ける雇用環境の整備、いつでも身近に必要なサービスを受けられる介護システムの確立、公的年金一元化による公平化・安定化の推進、女性の年金権の確立、働きたくても働けない場合の満額年金保障など、明るい高度福祉社会づくりに向けた諸課題の実現に全力で取り組む。